

監 査 報 告 書

平成25年5月10日

前 橋 市 市 長

社会福祉法人 育 恵 会

理 事 長 深 町 穰 様

監事 (氏名) 石原正巳 

監事 (氏名) 島津文弘 

社会福祉法第40条及び社会福祉法人 育恵会は、定款第65条に基づき、平成24年度における監事監査を下記のとおり実施したところ、次のとおりであったので報告します。

なお、指摘事項がある場合には、早急に（ 月 日までに）改善してください。

記

- 1 実施日時 平成25年5月10日（金）午前10時～正午
- 2 実施場所 名 称 社会福祉法人 育恵会 会議室
所在地 群馬県前橋市市之関町401番地
- 3 立会人等 理 事 長 深町 穰
事務局長 狩野 新一郎
- 4 監査結果 次 の と お り

事 項	意 見	指 摘 事 項	備考
理事の業務執行状況	適正である		
法人の財産管理状況	適正である		
法人及び施設の業務執行状況	適正である		
法人及び施設の会計状況	適正である		
その他の状況	適正である		
総 括	適正である	認 定 ・ 不認定	

〔記載上の注意事項〕

- 1 意見欄は「適正である」「概ね適正である」「一部改善を要する」等の意見を記入してください。
- 2 不認定の場合監事は、次のことを行ってください。
 - ① 理事長に対して改善を求める。
 - ② 理事会・評議員会の開催による改善を求める。
 - ③ 前橋市等、所轄庁への報告を行う。
- 3 監事監査報告書は、所轄庁あてと理事長あてそれぞれ原本を一部ずつ作成してください。

※ 氏名は自署又は記名押印してください。